

マキシオンシリーズ/SPR-MAX, SPR-E, SPR-X 太陽電池モジュール保証書

本保証は、製品番号に「SPR-MAX」、「SPR-E」または「SPR-X」が入り、2020年7月1日以降に日本国内で販売された Maxeon Solar の太陽光発電モジュール（以下「太陽光発電モジュール」という。）に適用される。

1. 保証

Maxeon Solar Pte. Ltd（以下「Maxeon Solar」という）は、保証開始日¹から25年間（以下「本保証期間」という）、上記で指定した同社の太陽電池モジュールが、通常の用途及び設置、使用、稼働条件のもと、太陽電池モジュールに材料または製造上の欠陥がないこと、ならびに、太陽電池モジュールの出力が、最初の1年間において最大出力の下限值²の98%を下回らないこと、および2年目から25年目までの年次の低下が0.25%を上回らず、それゆえ本保証期間の25年目の最終日において出力が最大出力の下限値の92%を下回らないことを保証する。

2. 保証請求手続きと範囲

もし太陽電池モジュールの出力が本保証期間内を通じて保証する内容を満たさず（Maxeon Solar の単独の裁量で決定される）、かつ下記4項にて定められる除外事項に該当するものがない場合、下記規定に従い、欠陥のある太陽電池モジュールについて修理、（新品もしくは修理済みのものとの）交換、または返金をする。

本保証のもとで有効な保証請求を行うことが出来る場合とは、ただちに下記の Maxeon Solar の連絡先に通知する。Maxeon Solar は保証の請求を受けた後、保証登録情報、購入を証明するもの、着荷を証明するもの、設置、シリアル番号と型式、保証請求の根拠を含み、追加情報提出を求められることがあるが、これらに限定はされない。全ての Maxeon Solar の保証義務は、これらの追加情報の全ての迅速な提出が条件となる。太陽電池モジュールの返品は、Maxeon Solar による書面等での許可がある場合を除き、返品は受け付けないものとする。

正当な保証請求について、本規定に従い、Maxeon Solar の単独の裁量において当該太陽電池モジュールについて修理、（新品もしくは修理済みのものとの）交換、または返金をする。

Maxeon Solar が修理もしくは（新品もしくは修理済みのものとの）交換を選択した場合、（i）当該モジュールが Maxeon Solar かその系列会社から配送された場所からの合理的な返品輸送費、および（ii）Maxeon Solar かその系列会社から交換モジュールを、前述の Maxeon Solar かその系列会社から配送された場所までの配送する合理的な輸送費を負担する。太陽電池モジュールは、電気的に、また機構的に互換性のある実質的に定格出力以上の新品もしくは修理済みのものと交換する。

Maxeon Solar が当該モジュールの返金を選択した場合、当該モジュールの販売時の価格、または当該モジュールの販売時の金額に当該モジュールの保証出力（%）から実際の出力（%）との差分を掛け合わせた金額を支払うものとする。但し、当該モジュールの販売時の価格は、保証開始日の5年後から4.75%が毎年減額される。

3. 保証請求に関する一般的な条件

- 保証請求は、いかなる場合でも本保証期間内に提出しなければならない。本保証期間外の請求についてはいかなる潜在的または発見されなかった欠陥においても無効な請求となる。

¹「保証開始日」とは、(i)太陽電池アレイの相互接続日、または(ii)Maxeon Solarによる引渡日の6ヵ月後のいずれか早い方の日付とする。引渡日が確認できない場合は、代わりに製造日を用いる。

²「最大出力の下限值」とは、太陽電池モジュールのラベルに記載されている、最大定格出力から出力公差を引いた値または最小定格出力にて定義される。最大出力は標準測定条件（1000W/m² Irradiance, AM1.5, 25C, SOMS current, LACC FF 及び NREL で校正した電圧）、IEC61215 の記載の通り、IEC60904 に従って測定、3%の測定誤差を考慮する。Maxeon Solar のモジュールは、そのような場合でも、出力測定の正確さを確保するため、200ms を下回らない Sweep rate を要求する。要望があれば Maxeon Solar は試験手順と、信頼のおける試験機関のリストを提出するものとする。

- b) いかなる修理済みまたは交換済みのモジュールに関しても、本保証期間を超えて延長されない。
- c) 太陽電池モジュールが種類を問わず可動性プラットフォーム上で使用される場合には（ただし追尾式架台は除く）本保証期間は12年間に限定される。
- d) 太陽電池モジュールがフローティングシステムに設置される場合にはMaxeon Solarからの承諾書が必要となる。
- e) 太陽電池モジュールの交換後、その交換対象となった太陽電池モジュールの所有権はMaxeon Solarに移る。

4. 除外および制限事項

本保証は、以下のいずれかに該当する場合には、適用されない。

- a) 以下のいずれかの状態にある太陽光発電モジュール：(1) 誤用、不正使用、放置もしくは事故、(2) 改造、不適切な設置もしくは撤去、（不適切な設置とは、Maxeon Solar の安全設置取扱説明書もしくはオペレーションやメンテナンスなどのあらゆる説明書（各書面は Maxeon Solar の独自の判断で随時更新され、当初のものとは異なる場合がある）に不遵守、もしくは適用のある国および地域の法令等の不遵守を含むがこれらに限定されない）、(3) Maxeon Solar の認定保守技術者以外の者による修理もしくは改良、(4) 電圧、風荷重もしくは雪荷重の仕様を超える条件、(5) 電源障害サージ、落雷、洪水もしくは火災、人、昆虫、動物もしくは工業化学物質への暴露から受ける破損、または Maxeon Solar の支配外にある衝撃または他の事象から生じるガラス破損
- b) 太陽光発電モジュール材料の通常の損耗に起因する表面的な影響、または本保証で保証されている出力の値を下回らないその他の表面的な変化。太陽光発電モジュール材料の通常の損耗には、フレームの退色、ガラス被覆の風化、および個々の太陽電池または太陽光発電モジュールの全ての部分の周囲または上部の変色部分を含むがこれらに限定されない。
- c) 塩水域と直接接触する可能性があるため Maxeon Solar の裁量で判断される場所に設置された太陽光発電モジュール
- d) 型式またはシリアル番号を含むラベルが変更され、除去され、または判読不能となっている太陽光発電モジュール
- e) Maxeon Solar の明示的な書面による承認なく当初の設置場所から移動された太陽光発電モジュール

Maxeon Solarは、本保証に基づく不履行または履行遅滞が、天災、労働争議、公的機関の行為、戦争、暴動、ストライキ、禁輸、テロリスト、民事当局もしくは軍事当局の行為、火災、洪水、ハリケーン、台風、竜巻、火山活動、地震、津波、事故、またはMaxeon Solarの合理的な支配を超えたその他の原因もしくは状況により引き起こされた場合には、顧客またはいかなる第三者に対しても一切の責任を負わないものとする。

5. 保証の譲渡

本出力保証につき、譲渡から 90 日以内に下記の Maxeon Solar の連絡先に保証の権利保有者から通知されることを条件に、本出力保証は譲渡することが出来る。

6. 保証範囲の制限

日本の強行法規に基づく制限（製造物責任法に基づく責任が含まれるがこれに限定されない。）を前提として、本出力保証は、他のすべての明示または黙示の保証（商品性および特定の目的、使用または用途への適合性の保証を含むがこれらに限定されない。）ならびに Maxeon Solar の他のすべての義務または責任に明示的に代わるものであり、これらを排斥する。ただし、当該他の保証、義務または責任が、Maxeon Solar により明示的に書面で合意され、署名され、承認されている場合には、この限りではない。相反するいかなる条項に限定されることなく、Maxeon Solar は、太陽電池モジュール（モジュールの欠陥、使用または設置を含むがこれらに限定されない。）から生じ、または関連するあらゆる原因により一切の人的もしくは物的な損害もしくは損傷、またはその他の一切の損失もしくは損傷について、何らの義務も責任も負わないものとする。Maxeon Solar は、いかなる状況においても、原因を問わず、特別損害、間接損害、付随的損害または、派生的損害については一切賠償責任を負わないものとする。したがって、逸失利益、収益の減少、使用の制限、生産の減少、事業機会もしくは営業上の信用の逸失、資本コスト、代替電力費用、資金調達費用、燃料費は、これらに限られるものではないが、特に保証の範囲から除外される。損害賠償またはその他がある場合における Maxeon Solar の責任総額は、保証請求の原因となった提供済みまたは提供予定の製品一式またはサービスに対して顧客が Maxeon Solar に対して支払った金額を超えないものとする。

本保証の規定が裁判所またはその他管轄権を持つ機関により無効または強制執行不能であると判断された場合には、当該規定は必要最小限の範囲で修正されるものとし、本保証のその他の規定はなお効力を有するものとする。